

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和6年10月29日

令和7年度国民健康保険税の賦課税率等の見直し協議の現状について

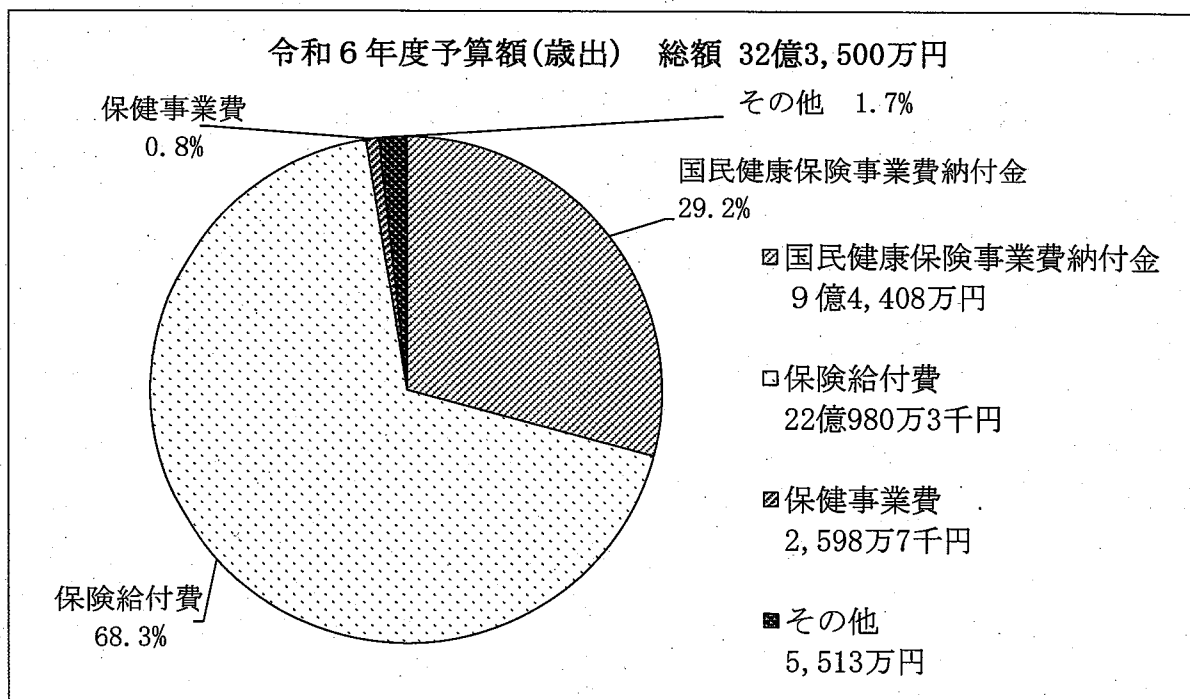
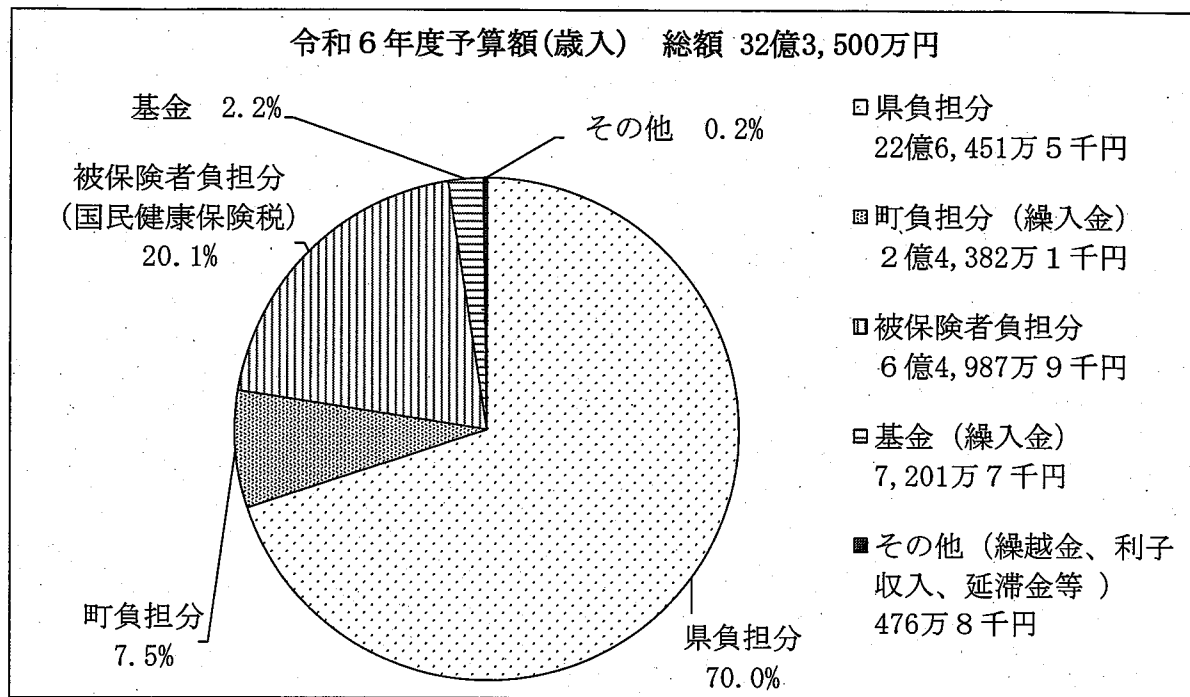
資 料

- 1 国民健康保険に関する各種推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～4
- 2 国民健康保険賦課税率等の見直しのポイントと予定・・・・・・・・・・ 5
- 諮問書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

町 民 課

1 国民健康保険に関する各種推移

(1) 国民健康保険事業特別会計の財源構成



(2) 国民健康保険被保険者数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (9月末時点)
被保険者数 (0～74歳)	7,118人	6,627人	6,272人	6,149人
前期高齢者数 (65～74歳)	3,626人	3,278人	2,996人	2,900人
前期高齢者 割合	50.9%	49.5%	47.8%	47.2%

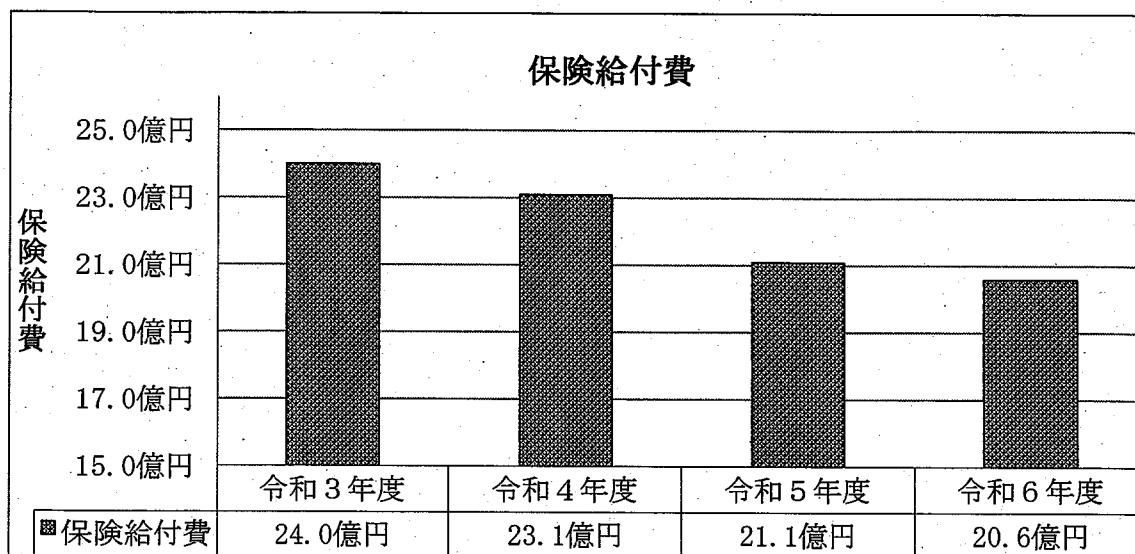
※ 被保険者数については、各年度末時点。

前期高齢者数内訳

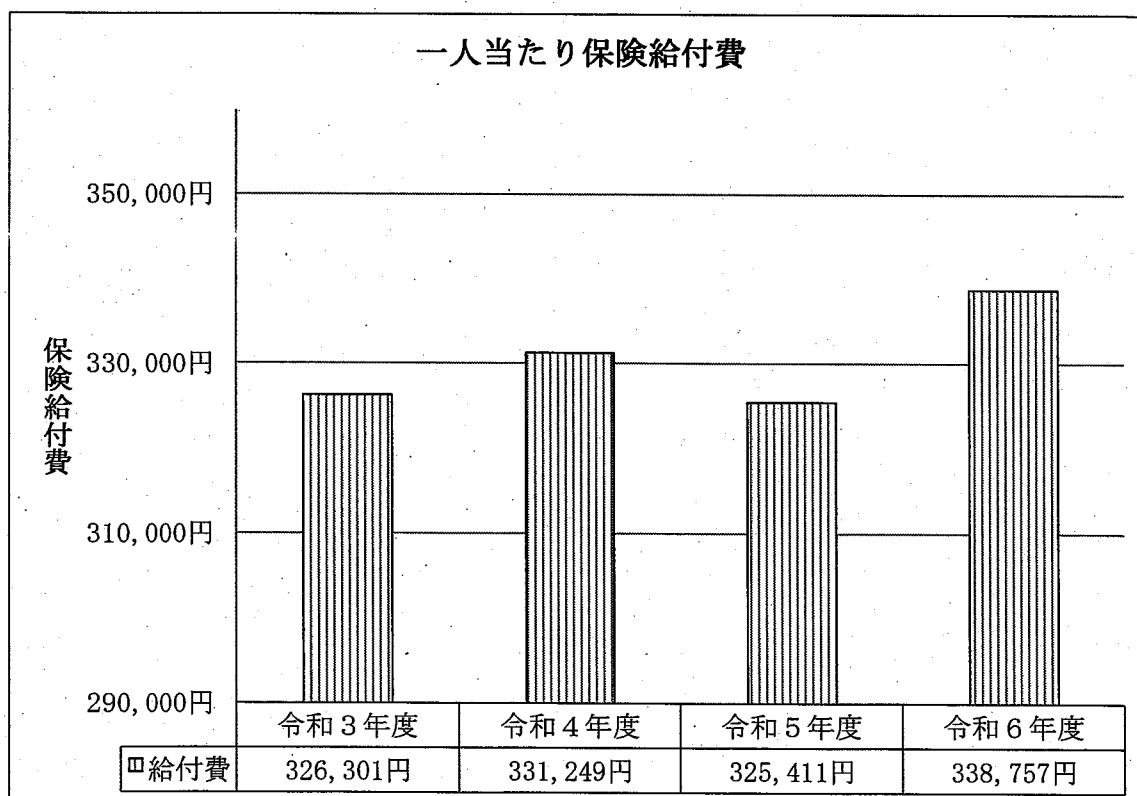
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (9月末時点)
被保険者数 (65～69歳)	1,315人	1,185人	1,087人	1,098人
被保険者数 (70～74歳)	2,311人	2,093人	1,909人	1,802人
70～74歳 割合	63.7%	63.8%	63.7%	62.1%

※ 被保険者数については、各年度末時点。

(3) 保険給付費の推移



※ 令和6年度については、見込額。



※ 令和6年度については、見込額。

(4) 国民健康保険事業費納付金の推移

区分 年度	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計
R 3	635,819,908 円	238,555,481 円	85,625,560 円	960,000,949 円
R 4	655,741,871 円	226,771,252 円	86,044,939 円	968,558,062 円
R 5	660,337,374 円	241,942,236 円	82,843,518 円	985,123,128 円
R 6	626,048,000 円	234,595,000 円	83,437,000 円	944,080,000 円

※ 令和 6 年度については、予算額を記載。

(5) 国民健康保険税の改定状況

区分 年度	医療給付費分			後期高齢者 支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
R 3	6.2%	24,500 円	21,000 円	2.8%	13,000 円	2.3%	12,000 円
R 4	6.2%	24,500 円	21,000 円	2.8%	13,000 円	2.3%	12,000 円
R 5	6.2%	24,500 円	21,000 円	2.8%	13,000 円	2.3%	12,000 円
R 6	6.5%	25,500 円	21,000 円	2.9%	13,500 円	2.4%	12,600 円

2 国民健康保険賦課税率等の見直しのポイントと予定

【国民健康保険運営協議会の協議のポイント】

- (1) 国民健康保険の財源は、県（交付金）、町（繰入金）及び被保険者（国民健康保険税）が担います。
- (2) 被保険者数は、年々減少傾向にあります。
- (3) 比較的所得水準が低く、医療の受診の必要性が高い前期高齢者（65～74歳）が被保険者数の約50%を占めています。
- (4) 事業費納付金は、令和7年度以降も県の決算剰余金の活用が見込めないことや、令和18年度の保険税（料）水準の完全統一に向けて進んでいくことから事業費納付金の増額が見込まれます。

【国民健康保険運営協議会の開催状況と今後の予定について】

開催予定		主な審議内容
第1回	令和6年 6月24日	1 大磯町国民健康保険の現状について
第2回	令和6年 8月19日	1 令和5年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算(案)について 2 保険給付費の現状について 3 被保険者証廃止に伴う大磯町国民健康保険条例の一部改正について
第3回	令和6年 11月25日 (予定)	1 大磯町国民健康保険税率の改定について【第1回】
第4回	令和6年 12月下旬 (予定)	1 大磯町国民健康保険税率の改定について【第2回】 2 答申について
第5回	令和7年 3月下旬 (予定)	1 令和7年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算について

大磯町国民健康保険運営協議会
会 長 森久保 玲子 様

大磯町長 池田 東一郎



諮 問 書

本町の国民健康保険財政の基盤安定化を図るため、次の事項について御審議の上、答申くださるよう諮問いたします。

1 諮問事項

- (1) 医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に対する賦課税率等の見直しについて
- (2) その他

2 諮問理由

本町の国民健康保険財政において、歳入については、被保険者数は年々減少傾向にあり、また、軽減対象世帯の割合も高水準を維持していることから保険税収入の確保は一層困難となっています。一方、歳出については、保険給付費の総額は減少傾向にありますが、高齢者の割合が依然として高いため、被保険者一人当たりの医療費は、増加傾向にあります。

これらに伴い、令和 6 年度では、国民健康保険事業費納付金の負担を含めた財源確保のために、国民健康保険財政調整基金の全額取崩しを行うほか、財政の健全化を図ることを目的として保険税率等の改正を行い、併せて一般会計からの法定外繰入を行っています。

一方、神奈川県では、保険給付費が増大傾向にあることや、令和 18 年度の保険税（料）水準の完全統一に向けて進んでいくこと、更に、県の決算余剰金の活用も見込めないことから、町の負担となる事業費納付金の増額が見込まれます。

このような状況の中で、決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰入を行わないことが求められているため、本町の国民健康保険財政は、厳しい状況であり、保険税率等を慎重に検討する必要があります。

以上の状況を総合的に精査いただき、国民健康保険財政の安定的な運営を図るため、国民健康保険税の賦課税率等の見直しについて、御検討くださるよう諮問します。